

立地適正化計画の策定に向けた中間とりまとめについて

1 策定の背景

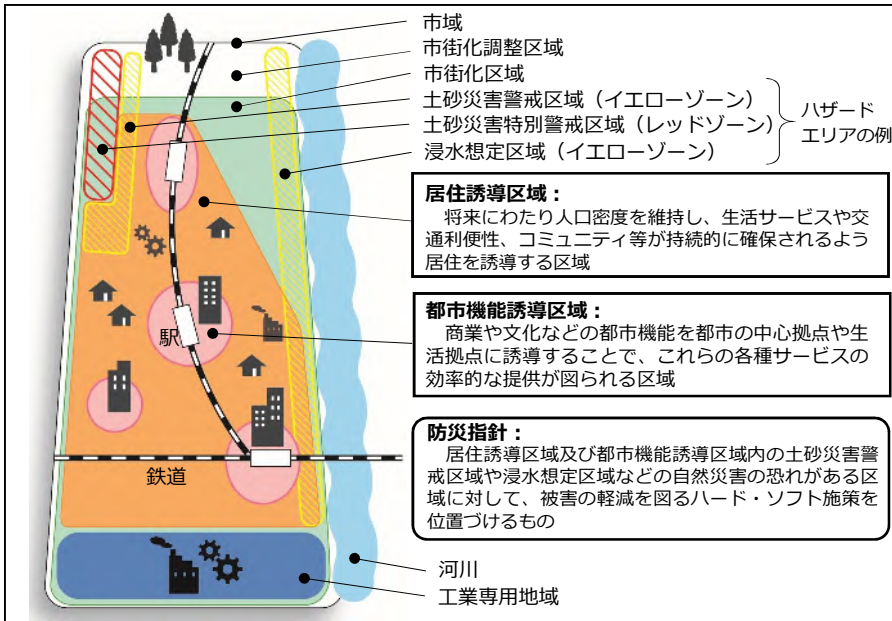
(1) 立地適正化計画制度とは

- 平成26年の都市再生特別措置法の改正において、全国的な人口減少・少子高齢化の更なる進展及び市街地の低密度化等への対応として、**市民サービスや地域活力の維持・向上**等を目的とし、都市計画区域に居住誘導区域・都市機能誘導区域等を設定する「**立地適正化計画制度**」が創設されました。
- 近年の自然災害の激甚化・頻発化を背景とし、令和2年の法改正等により、**防災・減災対策を推進**する計画制度として、自治体による「**防災指針**」の策定が位置づけられました。

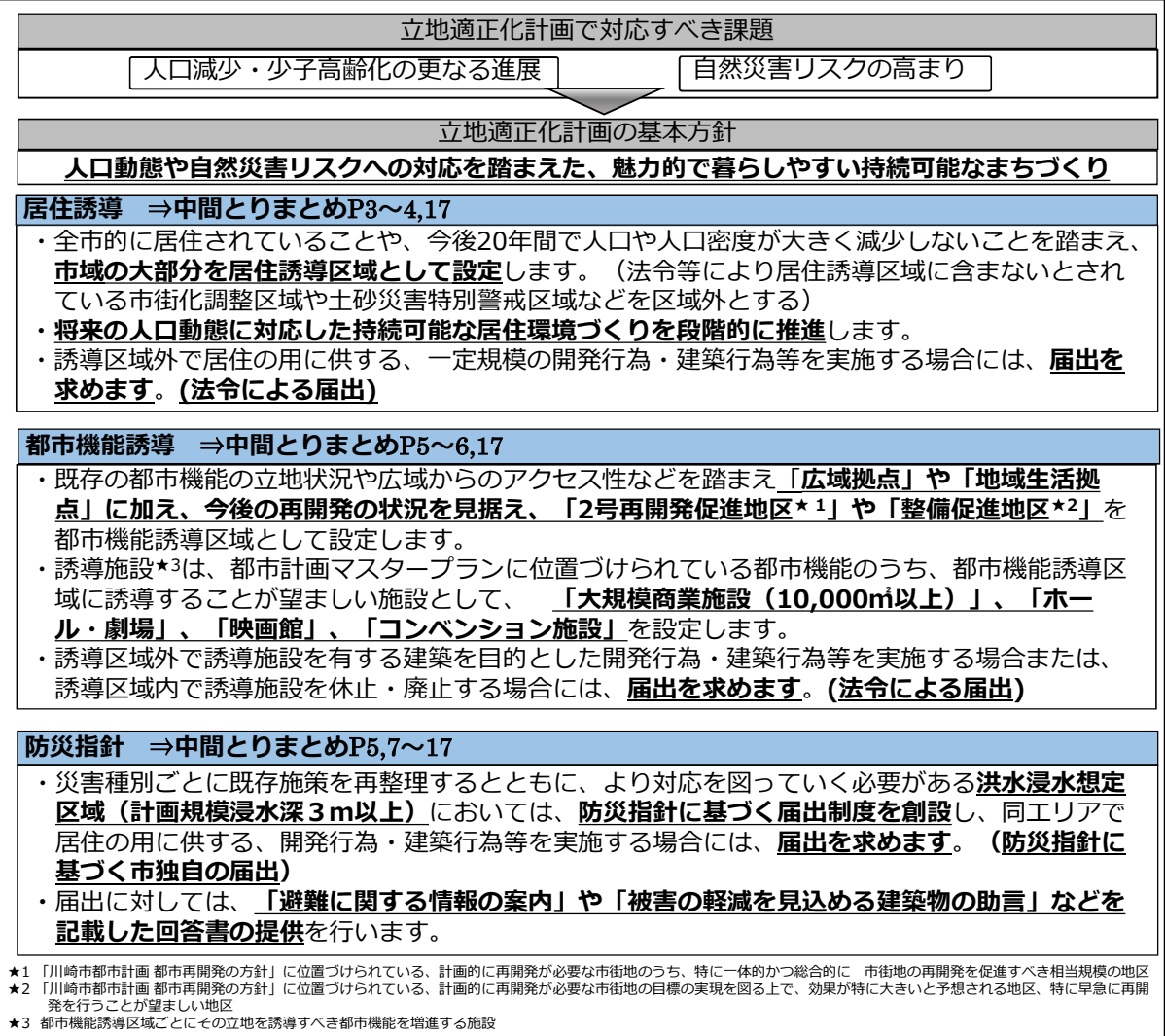
(2) 本市の計画策定の目的

- 将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、居住機能や都市機能を誘導する区域、誘導施策及び防災・減災対策の取組を位置づけることで、都市計画マスタープランで示す土地利用や都市構造の考え方をより具体化し、**市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくりをめざす**ために策定を行います。

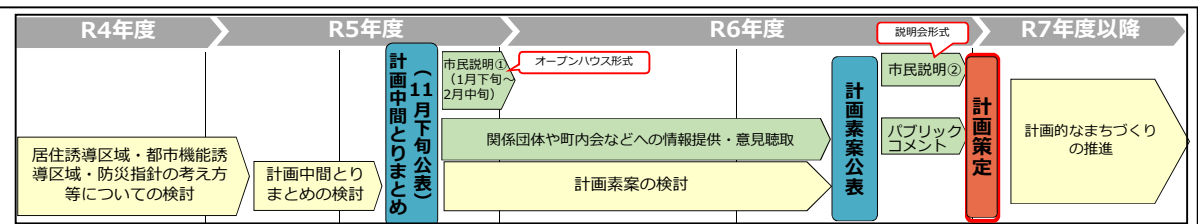
＜立地適正化計画のイメージ＞



2 計画を構成する各項目の方向性



3 策定に向けたスケジュール (想定)



★1 「川崎市都市計画 都市再開発の方針」に位置づけられている、計画的に再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
 ★2 「川崎市都市計画 都市再開発の方針」に位置づけられている、計画的に再開発が必要な市街地の目標の実現を図る上で、効果が特に大きいと予想される地区、特に早急に再開発を行うことが望ましい地区
 ★3 都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能を増進する施設